資料 No.10	厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和8年10月6日【保健福祉部 介護福祉課】

恵庭市有償サービス事業「なんもだよ」の除雪サービスの料金改定等について

１．趣旨

標記事業において除雪を実施した場合に協力者に支払われる報酬について、「高齢者等玄関前除雪サービス事業」における作業員の請負単価に合わせて改定するもの（令和８年９月１日より適用）。

２．改定後の料金（協力者への報酬／１回あたりの利用料）

区分	条件（通路の長さ・車庫の数）	新料金	旧料金
①	通路が１０ｍ未満（車庫なし）	１，２５０円	１，６００円
②	通路１０ｍ未満＋車庫１つ 又は通路が１０ｍ以上（車庫なし）	１，７５０円	
③	通路１０ｍ未満＋車庫２つ 又は通路１０ｍ以上＋車庫１つ	２，２５０円	
④	通路１０ｍ未満＋車庫３つ 又は通路１０ｍ以上＋車庫２つ	２，７５０円	
⑤	通路１０ｍ未満＋車庫４つ 又は通路１０ｍ以上＋車庫３つ	３，２５０円	

※「通路」とは、自宅から出るために最低限必要となる玄関前から公道までの通路を指す。

３．事業の比較

	なんもだよ	高齢者等玄関前除雪サービス事業
対象世帯	下記のいずれかに該当し、公的サービス等の既存の制度が受けられない世帯 ・高齢者又は障害者手帳の交付を受けている者のみの世帯 ・介護をしている世帯 ・ひとり親世帯 ・妊婦又は乳幼児若しくは児童のいる世帯	下記のいずれかに該当し、支援を依頼できる親族等が５００メートル以内に居住していない世帯 ・６５歳以上の者だけで構成され、身体上の理由により自力除雪が困難な世帯 ・介護保険制度で要介護１～５と認定された者により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯 ・身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている者により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯 ・精神障害者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている者により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯 ・療育手帳 A 判定及び B 判定の交付を受けている者により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯
利用期間等	利用希望時に都度申請	シーズン利用（１２月～３月）

４．実績

年度	利用者数（実人数）	実施回数（延べ）
令和６年度	９名	２７回
令和７年度	８名	３２回